

令和6年度 第2回

前橋市国民健康保険運営協議会

議 事 録

日時 令和7年1月31日（金）

午後2時00分～午後2時50分

場所 前橋市役所11階 北会議室

前橋市国民健康保険運営協議会

## 出席委員等

### 1 出席委員（12名）

- (1) 被保険者代表  
飯塚やよい委員、桑原静太郎委員、平岩友子委員、森良弘委員
- (2) 保険医・保険薬剤師代表  
家崎桂吾委員、佐藤岳彦委員、細内康男委員、村上芳弘委員
- (3) 公益代表  
相澤茂委員、岡田佳子委員、時田詠子委員
- (4) 被用者保険代表  
小室隆委員

### 2 欠席委員（2名）

- 水野渉委員（公益代表）  
久保暁郎委員（被用者保険代表）

### 3 事務局

市長（挨拶後退席）、宮坂健康部長、羽鳥国民健康保険課長、小林管理係長、大塚国保医療係長、柴崎賦課係長、廣嶋保健指導室長、塩野後期高齢者保健事業等推進担当係長、上柿副主幹、戸塚主事

### 4 傍聴人 3名

### 5 議事

- (1) 諮問事項  
第1号 国民健康保険税の税率改正について  
第2号 国民健康保険税の課税限度額の改正について  
第3号 国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額の改正について
- (2) 報告事項  
特定健診等保健事業の実施状況について
- (3) その他

## 議事内容

### 1 開会 羽鳥国民健康保険課長（進行役）

進行役（羽鳥国民健康保険課長）より、本協議会は協議会規則第8条の規定に基づき、会議の全部が公開となる旨、了承を求めた。引き続いて成立要件の確認が行われ、委員12名の出席により、協議会規則第5条の規定に基づき、本協議会が成立していることが報告された。

### 2 議事

協議会規則第6条の規定に基づき、相澤会長が議長となり議事を進行した。

なお、審議に先立ち、会長から協議会規則第9条に基づき、2名の議事録署名人（被保険者代表から桑原静太郎委員、保険医代表から村上芳弘委員）が指名された。

#### (1) 諮問事項について

事務局より、「諮問事項説明資料」に基づき説明した。

## 第1号 国民健康保険税の税率改正について

【事務局説明：小林管理係長】

諮問第1号の説明の前に、今回付託する第1号から第3号までの3つの諮問の改正時期について説明申し上げます。全て施行期日は令和7年4月1日を予定しているが、第1号については令和7年第1回定例会の3月議会に議案として提出する予定となっている。しかし、第2号と第3号については、国の地方税法等関係法令の改正法が公布された後に改めようとするものであるため、こちらは、3月議会への提出が間に合わない場合には、年度末に市長専決により改めることとなる。

それでは、諮問第1号「国民健康保険税の税率改正について」ご説明申し上げます。

国民健康保険の財政状況及び税率改正の検討については、昨年12月18日開催の臨時運営協議会において事前に説明させていただいているところである。

「諮問第1号関係」の資料「国民健康保険税改正について」の1ページ目から「1 税率改正の理由」、2ページ以降「2 税率改正に当たっての基本的な考え方」、「3 改正後の国保税率等」について記載している。

(1ページを参照)

まず、1ページ目「1 税率改正の理由」をご覧ください。

本市においては、平成25年度に国民健康保険税の増額改正を行って以来、適用や医療費の適正化、収納率の向上、保険者努力支援交付金などを始めとする公費の積極的な獲得に努めながら、基金も活用しつつ、約12年間にわたって安定的な財政運営を行ってきた。

(資料別紙1を参照)

別紙1の「国民健康保険特別会計の決算推移と財政見通し」をご覧ください。

「H30～R5年度の決算推移」の表で、歳入・歳出表の下の段にある「歳入合計A」から「歳出合計B」を引いた「形式上の収支差引額C」では、令和元年度から令和5年度まで黒字決算であったものの、その下のオレンジ色網掛けの行の「実質的な単年度収支差引額C-D」は、令和元年度以降、令和3年度を除いて赤字が続いている。

この赤字の主な要因としては、都道府県化が開始された平成30年度に国保税を減額改正してから翌年度以降、毎年3億円の構造的な収支差が発生したことに加え、被保険者数の減少に伴う国保税収の減少などによって、歳入不足となっていたことが挙げられる。

次に、別紙1の裏面をご覧ください。この表は「令和6年度から9年度の財政見通し」の表を記載している。こちらは、税率改正を反映していない決算見込額の表となっている。12月18日の臨時会でも同じ資料を示したが、令和6年度の3月補正額や1月中旬に県から示された納付金の本算定結果を反映したため、前回と数値が変わっている。

まず、歳入の一番の上の「国民健康保険税」の行について、令和6年度は62億6,300万円の決算見込となった。税率改正を行わなかった場合、令和7年度の国保税収は令和6年度より2.4億円の減少

となる、60億2,000万円を見込んでいる。

続いて、下の歳出に移り、上から三行目の県に納める「国民健康保険事業費納付金」について、令和6年度は89.0億円であったが、令和7年度の納付金の本算定結果は、仮算定より3,900万円増えた92.3億円となり、令和6年度と比較すると3.3億円の増額となる。

以上の主な歳入歳出の増減から、現行税率を維持した場合、先ほど前のページの決算推移の表で説明したのと同様に、オレンジ色網掛けの行「実質的な単年度収支差引C-D」のとおり、年々赤字幅が大きくなっていく見通しとなる。

参考として、その下の表に現行税率の場合の「基金の動き」を記載している。税率改正を行わなかった場合は、⑤の基金残高のとおり、令和7年度決算後には、基金残高がマイナス1,789万円となり、令和8年度決算後にはマイナス10.8億円となる見込みとなっている。

(資料別紙2を参照)

別紙2として、「国民健康保険基金残高の推移と見込み」を視覚的に表したグラフを用意したので、後ほどご覧いただきたい。

(資料別紙3を参照)

本市では、安定的な財政運営のため、現在も適用や医療費の適正化、収納率の向上、積極的な公費の獲得等、歳出抑制と歳入拡大に努めており、こちらについては今後も引き続き強化して参るが、別紙3「前橋市1人あたり医療費の伸び率の要因」にもあるとおり、被保険者の高齢化や医療の高度・高額化に伴う1人あたり納付金の増加及び、被保険者数減に伴う国保税収の減少により、今後も実質的な単年度収支差引額の赤字は継続していく見込みである。

したがって、現状の国保税収入の水準では、歳入不足が年々拡大していくことから、令和7年度に税率改正を行おうとするものである。

(資料別紙4を参照)

なお、参考資料として、別紙4において、本市の収納率、保険者努力支援交付金取組評価分の県内12市の順位を掲載している。収納率は12市中4位、保険者努力支援交付金取組評価分は12市中1位と、他市と比べてもいずれも高い水準にある。

また、その下には参考として、国民健康保険の被保険者数の推移の表を記載している。平成30年度から令和5年度までは実績、令和6年度から9年度までは見込みの数値で、下の( )内には前年比の増減を記載している。団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行や被用者保険の適用拡大の影響などにより、国保の被保険数は年々減少している状況となっている。

(2ページを参照)

続いて、「諮問第1号関係」資料の2ページ目「2 税率改正に当たっての基本的な考え方」について説明したい。

まず、税率の増加幅についてであるが、本市国民健康保険は、社会保険などと比べ、低所得者の加入割合が高いことから財政基盤が弱く、高齢者の加入割合が高いため医療費水準が高くなるという、他市同様の構造的な課題を抱えている。また、昨今、被用者保険の適用拡大傾向が続いていることから、今後も被

保険者が減少していく状況は改善されないものと予想される。

歳出である、県への納付金の増加が見込まれる中で、収支不足を改善するためには、不足額を税収で賄うことが原則となるが、先ほど申し上げた国民健康保険に係る構造的な課題を抱えている状況下で大幅な増額改正を行うことは、被保険者の負担増大及び、それに伴う収納率の低下も懸念される場所である。

このことから、令和7年度の税率改正にあたっては、被保険者の急激な負担の増大を避けるため、基金の運用期間を3年間とする税率改正を行いたいと考えている。それによると、改定率は11.4%で、一世帯当たりの平均年間国保税増額は17,900円、1期あたり2,237円の増加となる。

(資料別紙1を参照)

別紙1の裏面の一番下に、改定率11.4%で基金の運用期間を3年間とする税率改正を行った場合の令和9年度までの財政見通しの表を記載している。

「改正後の財政見通し」では、「実質的な単年度収支差引額」は税率改正を行った令和7年度には2,500万円のプラスで、翌年度以降はマイナスとなるが、その下の行の決算後の基金残高については、令和7年度は約8.9億円、令和8年度は約7.1億円、令和9年度は約2.9億円の残高となる見通しとなっている。

参考までに、資料には無いが、運用期間を4年間とする税率改正を行う場合では、改定率は13.4%で、1世帯当たりの平均年間国保税増額は21,800円、1期あたり2,725円の増加となり、この場合では1期あたり1万円を超える増額となる世帯もいることから、市民負担を考慮し、採用しないこととした。

なお、今回の改正とは別に、令和8年度には、子ども・子育て支援金制度創設に係る税率改正が必要となるが、これは、全国一律で対応が必要になるものである。こちらについての詳細は、また来年度の運営協議会においてご説明させていただく。

(2ページを参照)

次に、「諮問第1号関係」資料の2ページ目中段下「課税方式の変更について」説明する。

本市国民健康保険税に係る現行の課税方式は、「医療給付費分」については、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式、「後期支援金分」と「介護納付金分」については、所得割、被保険者均等割の2方式となっている。

しかしながら、第3期群馬県国民健康保険運営方針に基づき、県内の全市町村が、令和9年度までに3方式に統一することとされていること、また、2方式を採用している市町村は、県内35市町村中、前橋市のみであることなどから、今回の税率改正にあわせて全区分の課税方式を3方式に変更したいと考えている。

(3ページを参照)

次に、「諮問第1号関係」資料の3ページ目の「3 改正後の国保税率等」をご覧ください。

<税率・税額案>の表を見ていただくと、「医療給付費分」の所得割は0.2%の引き上げで改正後は7.0%、被保険者均等割額は年額4,400円の引き上げで改正後は29,000円、世帯別平等割額は年

額 2,600 円の引き上げで改正後は 19,400 円となる。

「後期支援金分」の所得割は 0.6% の引き上げで改正後は 3.1%、被保険者均等割額は年額 600 円の引き下げで改正後は 12,600 円、世帯別平等割額は新設となり 8,400 円である。

「介護納付金分」の所得割は 2.5% で据え置き、被保険者均等割額は年額 3,400 円の引き下げで改正後は 12,200 円、世帯別平等割額は新設となり、6,200 円である。

次に中程の「1 世帯当たりの平均課税額」の表をご覧ください。

現行では年間 15 万 7 千円であった税額が、改正後は 17,900 円増えて 17 万 4 900 円となる。月額にすると、現行で 19,625 円であるが、2,237 円の引き上げとなり、改正後は月額 21,862 円となる。

ただし、この数値は、令和 6 年度当初賦課時の数値をもとに令和 7 年度の数値を推計したものを示している。

続いて、税率改正に伴う軽減額の変更についてであるが、3 ページの 1 番下の表をご覧ください。今回、医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分のいずれも被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正を行うことに伴い、軽減額も表のとおり改正されるため、後ほどご覧願いたい。

(資料別紙 5 を参照)

最後になるが、別紙 5 の世帯別影響額シミュレーションの資料をご覧ください。こちらは、低所得世帯、子育て世帯、高所得世帯などの主な所得階層のモデル世帯について、今回の税率改正を行った場合の税額の影響額を試算したものになっている。

一番上の「低所得世帯」を見ていただくと、所得 97.5 万円以下の世帯が国保加入者全体の 59%、単身世帯は全体の約 47% を占めている。

世帯①の事例では、65 歳以上の単身で、課税所得が無い年金収入が 153 万円までの世帯の影響額を表にしており、税率改正後は令和 6 年度から国保税が 4,500 円増額し、1 期あたりでは 562 円増額することとなる。以下、子育て世帯などその他のモデル世帯の影響額については、後ほどご覧願いたい。

諮問第 1 号の説明については、以上である。

#### 【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった諮問事項第 1 号について、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。

(意見なし)

特にないようなので、これをもって、「諮問第 1 号」に対する質疑を終了する。

それでは、これより諮問事項についての採決を行う。

諮問第 1 号「国民健康保険税の税率改正について」を、原案のとおりとすることに賛成する委員は「挙手」を願いたい。

(全員の挙手)

賛成全員であるため、諮問第1号は原案どおり賛成の旨、市長に答申するものとする。

## 第2号 国民健康保険税の課税限度額の改正について

【事務局説明：柴崎賦課係長】

諮問第2号の国民健康保険税の課税限度額の改正について、諮問書は記載のとおりであるが、詳細を関係資料においてご説明申し上げる。

(1ページを参照)

「1 改正の理由」について、国民健康保険税の課税限度額の改正などが盛り込まれた令和7年度税制改正大綱が、令和6年12月27日に閣議決定された。

政府は被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、今年度中に地方税法施行令を改正する方針としている。これにより、本市の国民健康保険税の課税限度額を政令に合わせて改正しようとするものである。

次に、「2 改正の内容」については、国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に改めようとするものである。なお、介護納付金課税額に係る課税限度額について改正はない。

次に、「3 施行期日」であるが、令和7年4月1日の施行を予定している。

一番下の表は、現行の課税限度額と改正後の課税限度額とを比較した表である。

(2ページを参照)

資料2ページ上の表は、給与収入を有する単身世帯の場合を例として、いくら年収、所得で課税限度額に達するかを目安として示したものである。表中1段目は、6年度現行税率の場合、2段目は7年度現行税率で限度額上限額が改正になった場合、3段目は、先ほどの諮問第1号で諮った改正税率を適用した後の、それぞれ限度額に達する年収及び所得を示している。

次に、「4 法令上等の規定」であるが、課税限度額については、地方税法第703条の4において定められており、地方税法施行令第56条の88の2において具体的な金額が定められている。これらの法令に基づき、前橋市国民健康保険税条例第2条において課税限度額を規定している。

(3ページを参照)

資料3ページの線で囲っている部分であるが、課税限度額について説明したものである。

国民健康保険において、保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、納めた国保税の多少にかかわらず、医療機関で受診した場合に、誰もが等しく給付を受ける権利がある。このことから、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点において、被保険者の負担に一定の限度を設けるもので、政令に定める課税限度額の改正に合わせて市の条例を改正している。

続いて、「5 課税限度額の経過」において、これまでの経過をまとめさせていただいた。

諮問第2号の説明については、以上である。

### 第3号 国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額の改正について

【事務局説明：柴崎賦課係長】

諮問第3号国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額の改正について、詳細を関係資料においてご説明申し上げます。

(1 ページを参照)

「1 改正の理由」についてであるが、世帯の所得が一定金額以下の場合には、国民健康保険税のうち均等割額及び平等割額の7割、5割又は2割を軽減している。

今回、経済動向等を踏まえ、令和7年度の税制改正大綱に軽減措置に係る軽減基準額の引上げが盛り込まれた。政府においては、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、改正後、政令にあわせて本市の条例で定める軽減基準額を改めようとするものである。

次に、「2 改正の内容」であるが、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行の29万5千円から30万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行の54万5千円から56万円に改めようとするものである。

次に、「3 施行期日」であるが、令和7年4月1日の施行を予定している。

参考として、①5割軽減対象となる世帯所得の例をご説明申し上げます。

表の中の、アンダーラインを引いている箇所をご覧ください。被保険者等の数に乘する金額を現行の29万5千円から30万5千円に改正し、軽減対象となる所得基準額を引き上げようとするものである。

3人世帯を例とすると、現行では給与年収98万円から199万5千円までが5割軽減の対象だったものが、改正後は給与年収98万円から203万5千円までと拡がることとなる。

(2 ページを参照)

②の2割軽減をご覧ください。被保険者等の数に乘する金額を54万5千円から56万円に改正し、こちらも、軽減対象となる所得基準額を引き上げようとするものである。3人世帯を例としまして、現行は年収199万5千円から306万7千円までが2割軽減の対象だったものが、改正後は年収203万5千円から313万1千円までに拡がるものである。

続いて、「4 法令上等の規定」についてであるが、低所得世帯に対する軽減については、地方税法第703条の5において定められており、具体的な軽減基準額については、地方税法施行令第56条の89において定められている。

(3 ページを参照)

3ページ目は、法令に基づき、前橋市国民健康保険税条例第12条第1項において規定されている部分を掲載したものである。

諮問第3号の説明については、以上である。

**【相澤議長】**

ただいま、事務局から説明があった「諮問事項第2号及び、第3号」について、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。

(意見なし)

特にないようなので、これをもって、「諮問第2号及び、第3号」に対する質疑を終了する。

それでは、これより諮問事項についての採決を行う。

諮問第2号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」を、原案のとおりとすることに賛成する委員は「挙手」を願いたい。

(全員の挙手)

賛成全員であるため、諮問第2号について、原案どおり賛成の旨、市長に答申するものとする。

続いて、諮問第3号「国民健康保険税の軽減措置に係る軽減基準額の改正について」を、原案のとおりとすることに賛成する委員は「挙手」を願いたい。

(全員の挙手)

賛成全員であるため、諮問第3号について、原案どおり賛成の旨、市長に答申するものとする。

それでは、本件にかかる答申文書については、会長に一任いただき、所定の手続を行いたいと思うが、よろしいか。

はい。(異議なしの声)

それでは、一任させていただく。

**(2) 報告事項について**

**特定健診等保健事業の実施状況について**

**【事務局説明：廣嶋保健指導室長】**

報告事項の「特定健診等保健事業の実施状況」について、ご説明申し上げます。

(1ページを参照)

今回の報告資料は、8月に開催した第1回運営協議会における報告事項から令和5年度法定報告による確定値に置き換えたものである。置き換え箇所のみ、ご報告させていただく。

初めに1の(1)特定健診の実施率であるが、表右側の太枠で囲った令和5年度欄の確定値をご覧ください。

対象者数は44,129人、前年度の46,254人から2,125人の減少、受診者数は17,300人、前年度の18,168人から▲868人の減少となった。

特定健診の受診率は39.2%、前年度の39.3%から▲0.1%の減少、目標値46.0%との差は、▲6.8%の減少となった。

(2ページを参照)

次に2の(1)特定保健指導の実施率であるが、表右側の太枠で囲った令和5年度欄の確定値をご覧ください。

対象者数は1,850人、前年度の1,955人から▲105人の減少、実施者数は416人、前年度の468人から▲52人の減少となった。

実施率は22.5%、前年度の23.9%から▲1.4%の減少、目標値30.0%との差は、▲7.5%の減少となった。

(3ページを参照)

次に3 その他保健事業の取組状況の実績についてであるが、3ページの3-(3)をご覧ください。

糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムによる受診勧奨であるが、表右側の太枠で囲った令和5年度欄は前回報告時点の7月から12月時点に置き換えている。

勧奨者数であるが、前回79人と報告したが、対象者1人から受診済との申し出があり、その後にレセプトで受診確認できたことにより対象から除外したため、78人となった。

受診者数は53人、前回報告の30人から23人増加し、受診率は67.9%、前回報告の37.9%から30.0%増加した。

本実績の確定時期は、勧奨対象者の受診行動や検査値を一定期間、経過を確認するため、令和7年度の7月時点で確定するため、令和5年度の確定値は次回の運営協議会で改めてご報告させていただく。

報告事項の説明は以上である。

#### 【相澤議長】

ただいま、事務局から説明があった「報告事項 特定健診等保健事業の実施状況」について、ご意見、ご質問等あったらご発言願う。

#### 【小室委員】

2ページ目の特定保健指導について実施率が平成30年度から減っているが、改善策は考えているか？

#### 【廣嶋保健指導室長】

保健指導の実施に際しては、生活行動の変容を促す工夫をしていくことが重要と考えており、そのために、利用しやすい形での案内や電話等で参加を促しているところである。

今年度はそのような形で利用促進に取り組んでおり、実際に利用された方には運動教室に併せて適塩の料理の試食会に参加いただき、好評である。

ただ、利用に至るまでの入口の部分が難しいため、引き続き利用促進に取り組んでいきたい。

【相澤議長】

ほかにご意見、質問はあるか。

(意見なし)

特にないようなので、これをもって、「報告事項」に対する質疑を終了する。

### (3) その他

【事務局：小林管理係長】

(国保運営協議会委員の次期改選について)

現在の国保運営協議会の任期については、3年の任期となり、今年の5月31日までとなっている。

3年間、本会の運営にご協力いただき感謝申し上げたい。

次期改選についてであるが、各団体推薦委員については、推薦母体に依頼をさせていただく。公募委員については、広報まえばしに募集記事を掲載させていただく予定である。

なお、来年度の改選後、第1回目の国保運営協議会は8月中旬を予定している。

(配付物についての説明)

令和6年源泉徴収票を配布した。後ほど内容の確認をいただきたい。

【相澤会長】 せっかくの機会であるため、ほかになにか意見等あったらご発言願う。

(意見なし)

## 3 閉 会 羽鳥国民健康保険課長

・・・以上・・・

会議録の内容に相違ありませんので、ここに署名します。

前橋市国民健康保険運営協議会

委員 桑原 静太郎

前橋市国民健康保険運営協議会

委員 村上 芳弘